



2025 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッスイ

代表者名 代表取締役社長執行役員 田中 輝

(コード：1332 東証プライム)

問合せ先 執行役員経営企画 IR 部長 広井 洋一郎

(TEL. 03-6206-7037)

業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬制度の一部を改定し、取締役（海外居住者および社外取締役を除きます。）および執行役員（海外居住者および取締役兼務者を除きます。）（以下「取締役等」といいます。）に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）へ改定することを決議し、本制度に関する議案を 2025 年 6 月 26 日開催の第 110 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景および目的

当社は、2018 年 5 月 21 日開催の取締役会において業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「BBT 制度」といいます。）の導入を決定し、同日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり公表いたしました。その後、2018 年 6 月 27 日開催の第 103 期定時株主総会において BBT 制度の導入についてご承認いただき、2021 年 6 月 25 日開催の第 106 期定時株主総会において BBT 制度の一部を変更することについてご承認をいただき（変更後の BBT 制度を「現行 BBT 制度」といいます。）、今日に至っております。

当社は、取締役等の中期経営計画への達成意欲を高めるとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを企図して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

今般、ガバナンス強化により企業価値向上に資する様々なインセンティブプランを検討してまいりました。その結果、当社取締役会は、取締役等に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付すことによりガバナンス強化をはかることができ、現行 BBT 制度と譲渡制限付株式報酬制度で得られるメリットを最大限に活用することができるインセンティブプランを導入するため、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本制度に変更することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。なお、当社が取締役等に付与することができるポイント数につき、その水準は変更前後で同等です。

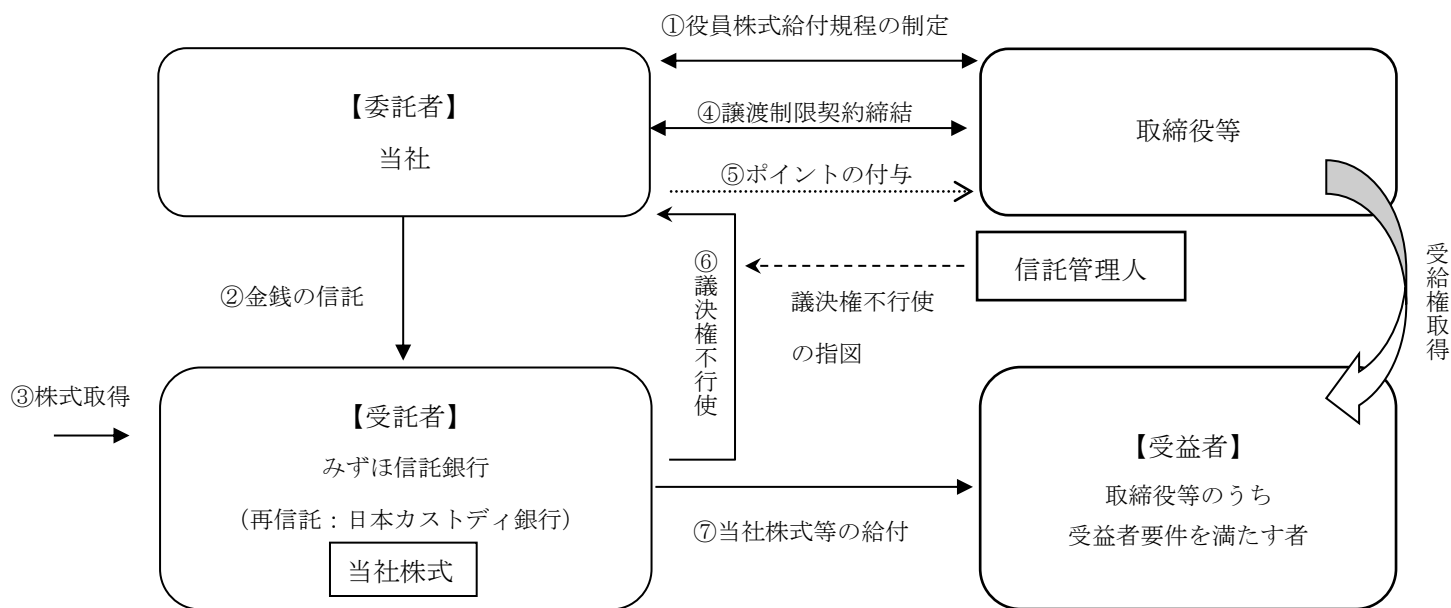
2. 変更後の本制度の内容

現行 BBT 制度の内容を下記の通り一部変更し、本制度といたします（現行 BBT 制度の内容につきましては、2021 年 6 月 4 日付第 106 期定時株主総会招集ご通知記載の第 3 号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度改定の件」をご参照ください。）。

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、BBT 制度に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、本信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等に当社株式を給付する時期は、当社の各対象期間（下記（3）において定義します。）終了後の一定時期または退任時とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、現行 BBT 制度では当社の各対象期間の終了後であったところ、本制度では、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

＜本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で追加拠出された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、原則として、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、当社の各対象期間（下記（３）において定義します。）終了後の一定時期または退任時に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

（２）本制度の対象者

取締役（海外居住者および社外取締役を除きます。）および執行役員（海外居住者および取締役兼務者を除きます。）

（３）信託金額

当社は、中期経営計画の対象となる取締役会が別途定める期間（最短２事業年度、最長４事業年度とします。以下、当該期間を「本対象期間」といいます。また、本対象期間、および本対象期間の経過後に開始する取締役会が都度あらかじめ定める期間（原則として中期経営計画の対象期間と連動し、最短２事業年度、最長４事業年度とします。）を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象としております。BBT 制度および現行 BBT 制度に基づき、当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式および金銭は、本株主総会での承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるため、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けないこととします。

本株主総会での承認可決を条件として、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（５）のとおり、１事業年度当たり 592,500 ポイント（うち取締役分として 337,500 ポイント）であるため、一例として、今後、

取締役会が本対象期間を4事業年度と定めた場合、2,370,000株（うち取締役分として1,350,000株）を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2025年4月30日の終値866.7円を適用した場合、上記の必要資金は、約2,054百万円（うち取締役分として約1,170百万円）となります。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が本信託への金銭の拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（4）当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出した資金を原資として、取引所市場を通じて取得する方法又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（5）のとおり、1事業年度当たり592,500ポイント（うち取締役分として337,500ポイント）であるため、一例として、今後、取締役会が本対象期間を4事業年度と定めた場合、追加拠出後遅滞なく、2,370,000株（うち取締役分として1,350,000株）を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（5）取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントを一次的に付与します。取締役等に対し事業年度毎に一次的に付与したポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に応じた係数を乗じることによって調整します。

当社が、各対象期間につき取締役等に付与することができるポイント数（各対象期間終了後に調整した後のポイント数）の上限は、1事業年度あたり592,500ポイント（うち取締役分として337,500ポイント）とするため、592,500ポイント（うち取締役分として337,500ポイント）に当該対象期間にかかる事業年度の数に乗じた数といたします。このため、本対象期間に関しては、一例として、今後、取締役会が本対象期間を4事業年度と定めた場合、2,370,000ポイント（うち取締役分として1,350,000ポイント）が上限となります。

なお、取締役等に付与し、調整したポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算します（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等を行った場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与・調整済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、当該取締役等に各対象期間につき付与し、業績達成度に応じて調整したポイント数とします（以下、このようにして算出したポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 当社株式等の給付

本信託は、所定の受益者確定手続を行うことにより受益者要件を満たした取締役等に、各対象期間の終了後、原則として上記(5)に記載のところに従って定める「確定ポイント数」に応じた数の当社株式を給付します。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会または取締役会において解任の決議をされた場合、または自己都合事由により退任し指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会で非違行為があったと判定された場合にあっては、給付を受ける権利を取得できないことといたします。

(7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社と利害関係のない公益団体等への寄附とします。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(8)により公益団体等に寄付する金銭を除いた残額を当社に給付します。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等に

においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等たる地位の全てを退任する日（ただし、取締役等を退任後、引き続き監査役に就任した場合は、当該監査役を退任する日とし、以下「退任日」という。以下、同じ。）までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

4. 現行 BBT 制度から本制度への主要な変更点

上述の現行制度から本制度への主要な変更点は以下の通りです。

項目	変更前	変更後
株式給付時期	各対象期間終了後の一定時期	各対象期間終了後の一定時期または退任時
譲渡制限	なし	あり（取締役等たる地位の全てを退任する日（ただし、取締役等を退任後、引き続き監査役に就任した場合は、当該監査役を退任する日）までの間

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT-RS）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

⑦本信託契約の締結日 : 2018 年 8 月 20 日

⑧金銭を信託する日 : 2018 年 8 月 20 日

⑨信託の期間 : 2018 年 8 月 20 日から信託が終了するまで

(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以 上